

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表中65の項を67の項とし、51の項から64の項までを2項ずつ繰り下げ、53の項の前に次のように加える。

52	法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
----	-------------------------------------	----	----------

別表第4の1の表50の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項を同表51の項とし、同表中15の項から49の項までを1項ずつ繰り下げ、同表14の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表15の項とし、同表13の項の次に次のように加える。

14	法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路の関係に係る建築の認定の申請に対する審査	1件	27,000円
----	--	----	---------

別表第4の5の表1の項の前に次のように加える。

項	手数料を徴収する事務	単位	金額
---	------------	----	----

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）第1条の施行の日から施行する。ただし、別表第4の5の表の改正規定については、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法が改正され、仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例が設けられたことに伴い、当該特例に係る許可の手数料を定める等のため、所要の改正をする必要による。